

## 令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業に関する 業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

このことについて、下記のとおり、株式会社コリ企画を相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、提案書等の提出を招請する。

公募の結果、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、下記契約予定先との随意契約手続きに移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、下記契約予定先及び当該応募者の提出する提案書及び見積書等について審査を行い、契約相手方を選定する。

令和8年3月2日

岡山県インバウンド推進協議会  
会長 藤原 賢典

### 1 提案に付する事項

- (1) 事業名 令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業
- (2) 業務内容 令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託限度額 6,180,000円（消費税等を含む。）

### 2 契約予定先

東京都文京区本駒込6丁目15-11 六義園第五コーポ201  
株式会社 コリ企画

### 3 応募要件

当該業務提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

#### (1) 基本的要件

- ア 日本国内又はタイ王国内に岡山県インバウンド推進協議会との契約が締結可能な事業所を置く法人であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ウ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- キ タイ王国バンコク市内又はその近傍に事務所を有すること。

#### (2) 技術的要件

- ア 現地旅行会社や航空会社、国内の自治体や観光関係者等とのネットワークを持ち、広域連携等も含めた効率的な県内観光情報の発信が可能であること。
- イ 平素からSNSを活用した情報発信業務を行っていること。

ウ タイ市場に対して理解が深く、過去3年以内においてタイ市場を対象とした国又は地方公共団体が発注する同種事業を受託し、誠実に履行した実績があること。

#### 4 業務契約に関する事務を担当する課の名称

岡山県産業労働部観光課（岡山県インバウンド推進協議会事務局）

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：086-226-7383

FAX：086-224-2130

Email：kanko@pref.okayama.lg.jp

#### 5 契約条項を示す場所

上記4の場所とする。

#### 6 業務委託参加手続き等

##### (1) 仕様書等の配布期間

令和8年3月2日(月曜日)から3月10日(火曜日)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

##### (2) 仕様書等の配布場所

上記4の場所に同じ。なお、次の岡山県産業労働部観光課のホームページからダウンロードすることができる。(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/)

##### (3) 参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年3月10日(火曜日) 午後5時

イ 提出場所 上記4の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参、電子メール又は郵送(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、岡山県インバウンド推進協議会は一切の責任を負わない。)

エ 添付書類 法人の概要が分かる資料(様式第2号)

##### (4) 参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年3月12日(木曜日)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月16日(月曜日)までに、上記4の宛先にFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

#### 7 業務内容についての質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

この業務にかかる仕様書等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第3号)で、令和8年3月2日(月曜日)から3月10日(火曜日)午後5時までに、上記4の宛先に、FAX又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

##### (2) 質問の回答

FAX又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記6(2)の岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。なお、本公告に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

##### (3) その他

提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 8 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月19日(木曜日)午後5時 必着
- (2) 提出場所 上記4の場所に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、岡山県インバウンド推進協議会は一切の責任を負わない。)
- (4) 提出書類
  - ア 令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業に関する提案書の提出について(様式第4号) 1部
  - イ 令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業に関する提案書 5部  
(様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。)  
なお、提案書には、仕様書の内容を踏まえ、概ね以下の項目について記載すること。
    - ・本業務の実施体制
    - ・本業務の従事者の経歴、本業務における専門性や強み
    - ・現地の旅行市場構造を踏まえ、仕様書に記載されている目的を達成するためのコンセプト及び基本方針
    - ・プロモーションの対象とする現地旅行会社等及び取組内容
    - ・岡山県内の観光等情報の収集、取材の実施方法と情報発信内容に関する具体的な取組内容(事例を挙げること)
    - ・個人旅行者(FIT層)獲得に向けたプロモーション内容
    - ・業務の目標設定及びその実施計画
    - ・業務の年間スケジュール
    - ・その他事業者の強みやネットワークを生かした、仕様書に記載の業務以外の効果的な独自企画(「独自企画」と明記のこと。)
  - ウ 見積書 1部  
(様式は任意とする。見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。)
  - エ 岡山県税(岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税)の全税目について滞納がないこと(又は課税がないこと)を証する書類 1部  
※岡山県の証明書については、岡山県の各県民局(備前、備中、美作)税務部収納管理課にお問い合わせください。
  - オ 過去3年以内の事業実績(代表的なものに限る。)書 5部  
(様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。)  
なお、事業実績書には、次の項目について記載すること。
    - ・岡山県内観光に関する情報収集及び発信業務の実績
    - ・SNSを活用した情報発信業務の実績
  - カ その他必要と認めた書類

## 9 提案書の審査

- (1) 審査方法  
岡山県インバウンド推進協議会事務局内に設置する選定委員会において、別に定める審査要領により、提案書等の内容を審査し、契約締結予定者を選定する。
- (2) 審査結果の通知方法  
審査後、提案者あて通知するとともに、岡山県産業労働部観光課ホームページにおいてその旨を公表する。

## 10 その他

- (1) 業務委託契約書の作成を要する。
- (2) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

- (4) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (5) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (11) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定に準ずる。
- (12) 当該事業は、当該事業に係る予算が岡山県議会において議決されることを契約締結の条件とする停止条件付事業である。